

## 地球温暖化対策実行計画について

本組合は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、「大洲地区広域消防事務組合地球温暖化対策実行計画」を策定し、計画を実施することにより、地球温暖化対策の推進及び持続可能な地域社会の構築に努めています。

「大洲地区広域消防事務組合地球温暖化対策実行計画」